

企業誘致用地の登録制度

土地や店舗・倉庫などを有効活用したい人とそれらを探している企業をつなぐ制度です

大川市内への企業誘致を推進するため、未利用物件（土地、倉庫など）の貸し出しや売買を希望する方に登録していただき、大川市内へ進出を希望する企業などに、企業誘致用地として情報提供するための制度です。

例えば…

- ・もう使っていない倉庫や工場の管理が大変
- ・土地はある。でも、使い道がなくて… など

登録方法

大川市ホームページに掲載している所定の申請書（「大川市 企業誘致用地」で検索）などに必要事項を記載の上、市インテリア課企業誘致推進室に提出してください。申請書はインテリア課企業誘致推進室でも配布しています。

なお、物件の情報を市がホームページなどを通じて第三者に提供することについて、同意の上で申請してください。

登録できる物件の要件

- 1区画の面積が 1,000 m²以上で公道に面していること
- 土地の境界が明確であり、所有権に争いのない物件であること
- 所有権以外の権利が設定されていないこと
- 建物の場合は、その所有者が土地の所有者と同一であること

取引の交渉は当事者同士で

大川市では、空き用地などに関する情報提供を行いますが、物件の仲介・あっせんは行いません。空き用地などの賃貸、売買、交渉などは当事者間で行っていただきます。



《申込み・問合せ》

大川市 インテリア課 企業誘致推進室 TEL: 0944 - 85 - 8093

大川市ホームページ（企業誘致用地の
登録制度）はこちらから

